

安城市地域における満3歳以上の幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として実施する安城市地域における満3歳以上の幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用支援事業の内容)

第2条 利用支援事業は、第4条に規定する支給対象者に対する利用者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給とする。

(対象施設等)

第3条 利用支援事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設等とする。

- (1) 在籍する全ての満3歳以上の幼児を対象として、おおむね1日に4時間以上8時間未満、1週間に5日以上かつ1年間に39週以上開所されていること。
- (2) 集団活動に従事する職員の数が、満3歳以上満4歳未満の幼児にあってはおおむね幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児にあってはおおむね幼児30人につき1人以上であって、全体で2人を下回っていないこと。
- (3) 集団活動に従事する職員のおおむね3分の1以上（集団活動に従事する職員の数が2人である施設等にあっては、1人）が、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士の資格を有する者、看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事等（都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市の長をいう。以下同じ。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上と認める市区町村の長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
- (4) 設備を有する施設等にあっては、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 集団活動を行う部屋、調理室（給食を提供する場合に限り、自らの施設等で調理を行わない場合にあつては、必要となる調理及び保存の機能を有する設備がある部屋）及び便所（手洗設備を含む。）があること。
 - イ 集団活動を行う部屋の面積が、おおむね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。
 - ウ 必要な遊具、用具等を備えていること。
- (5) 非常災害に対する措置について、施設等に建物がある場合にあつては、次のアからウまでのいずれにも該当し、施設等に建物がない場合にあつては、活動の実態に応じて一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとっていること。
- ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
 - イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施していること。
 - ウ 集団活動を行う部屋を2階に置く場合にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合にあつては耐火建築物とすること。
- (6) 次のア及びイのいずれにも該当する集団活動を提供していること。
- ア 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫していること。
 - イ 施設等の活動方針に基づいた集団活動の計画を策定し、それを実施していること。
- (7) 給食を提供する場合にあつては、幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理していること。
- (8) 幼児の健康観察等を通じて、幼児の安全に配慮した活動を行うために必要な健康管理や安全管理を行うこと。
- (9) 集団活動の内容を施設等を利用する幼児の保護者に書面の交付等により、説明し、及び情報提供を行っていること。
- (10) 職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
- (11) 会計処理について、次のアからエまでのいずれにも該当すること。
- ア 財政及び経営の状況について偽りのない内容を表示していること。

イ 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成していること。

ウ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示していること。

エ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法について、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更していないこと。

(12) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添に規定する認可外保育施設指導監督基準を満たし、又は満たす見込みであること。

(13) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

2 運営する施設等が対象施設等であるという市長の認定を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、利用支援事業対象施設等認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第3号に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

(2) 職員の勤務体制が分かる書類

(3) 施設等の平面図（消火器の位置には○印、消火栓の位置には「栓」の文字、非常口の位置には「非」の文字を記入すること。）

(4) 利用案内、パンフレット等

(5) 過去3年分の利用料（入園料、施設整備費、延長利用料、預かり保育の利用料及び実費徴収費（食材費、通園費等の施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）を除く。以下同じ。）が分かる書類

(6) 年間の集団活動計画

(7) 幼児の健康管理、安全管理等について分かる書類

(8) 保険会社（事故等により幼児に危険又は危害が現に生じた場合において、適切に対処することができる保険会社）との契約書類の写し

(9) 前項第12号に掲げる要件を満たすことを証する書類

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは利用支援事業対象施設等認定通知書(様式第2)により、適当でないとき認めるときは利用支援事業対象施設等認定却下通知書(様式第3)により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、市長が別に定める日までに、対象施設等の月毎の在籍名簿(様式第4)を市長に提出しなければならない。
- 5 認定事業者は、利用支援事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、利用支援事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- 6 市長は、認定事業者が、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたと認める場合は、当該認定を取り消すことができる。

(給付金の支給対象者)

第4条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する満3歳以上の幼児(以下「対象幼児」とする。)の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) おおむね1日に4時間以上8時間未満、1週間に5日以上かつ1年間に39週以上対象施設等を利用していること。
- (3) 対象施設等を利用する日の属する月の初日に対象施設等に在籍していること。
- (4) 保護者が次のアからウまでのいずれにも該当していること。
 - ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けていないこと。
 - イ 法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受けていないこと。
 - ウ 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業の対象となる保育事業を利用していないこと。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、支給対象者が対象施設等に対して支払う対象幼児に係る毎月の利用料の額とする。ただし、対象幼児1人当たり1月につき2万円(第3条第3項の規定による認定を受けた日の属する年度以前の過去3年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)が2万円を下回る対象施設等に在籍する対象幼児にあつては、当該平均月額利用料の額)を限度とする。

(給付金の支給申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、利用支援給付金支給申請書(様式第5)に利用料を支払ったこと証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは利用支援給付金支給決定兼支払通知書(様式第6)により、給付金を支給しないことを決定したときは利用支援給付金支給申請却下通知書(様式第7)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(給付金の支給決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による給付金の支給決定(以下「支給決定」という。)を受けた者が偽りその他不正な手段により支給決定を受けたと認める場合又は支給決定を受けた者の対象幼児が在籍する対象施設等の認定事業者が第3条第6項の規定により認定の取消しを受けた場合は、当該支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、利用支援給付金支給決定取消通知書(様式第8)により支給決定を取り消した者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消された者が、既に給付金を支給されている場合は、給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(給付金に関する報告等)

第10条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定を受けた者又はその代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導、監査等)

第11条 市長は、認定事業者がこの要綱に規定する基準等を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくともおおむね1年に1回は、認定事業者に対してこの要綱に定める内容等を周知徹底させるために、認定事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により指導を実施しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行し、同年4月1日から適用する。